

龍ヶ崎市公共施設への再生可能エネルギー設備等導入等事業（P P A事業）に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

1. 業務概要

(1) 件 名 龍ヶ崎市公共施設への再生可能エネルギー設備等導入等事業（P P A事業）

(2) 目 的

本市は、温室効果ガス排出量を削減することを目的に「龍ヶ崎市第5次地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を策定し、重点的な取組として公共施設への太陽光発電設備導入の推進を掲げ、「令和6年度龍ヶ崎市公共施設への太陽光発電設備等導入調査業務」を実施したところである。

こうした状況を踏まえ、本事業はP P A事業を活用し、公共施設へ太陽光発電設備等を導入することによる再生可能エネルギーの自家消費により施設の平時の温室効果ガス排出の抑制と災害時のエネルギー確保を同時実現することを目的とした、「龍ヶ崎市公共施設への再生可能エネルギー設備等導入等事業（P P A事業）（以下、「本事業」という。）」を実施する。

(3) 事業内容 別添事業説明資料のとおり

(4) 履行場所 別添事業説明資料のとおり

(5) 事業期間 別添事業説明資料のとおり

2. 提案上限額

参加資格「有」と認められた者に対し、提案上限P P A事業単価を通知する。

※設備の設置、運用、維持管理、リスクに対する費用や使用電力の環境価値等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の費用を含めるものとする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、公募開始の日から協定書締結日までにおいて、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。

(2) 令第167条の4第2項の規定により、市の入札参加制限を受けていないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による更生計画の認可がなされていること又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による再生計画の認可がなされていること。

- (5) 龍ヶ崎市暴力団排除条例（平成 23 年龍ヶ崎市条例第 23 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しないこと。
- (6) 龍ヶ崎市契約事務等に関する規程（平成 6 年龍ヶ崎市告示第 7 号。以下「規程」という。）第 37 条若しくは第 38 条又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団の排除対策措置要綱（平成 20 年龍ヶ崎市告示第 17 号）第 3 条第 2 項の規定による指名停止の期間内でないこと。
- (7) 暴力団員が実質的に経営を支配する者その他これに準ずる者として警察から排除要請があった者であって、当該排除要請が継続しているものでないこと。
- (8) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び市税（法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税）の未納税額がないこと。ただし、市税については、事業所が龍ヶ崎市内にある場合に限るものとする。
- (9) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による構造設計一級建築士（再委託可）
- イ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者（再委託可）
- ※外部委託により満たそうとする場合は、事業実施体制調書（様式第 5 号）に当該有資格者の氏名等を記載するとともに、再委託調書（様式第 7 号）を添付すること。
- (10) 本事業と同種の事業履行実績（令和元年度～令和 6 年度の期間において、「高圧又は低圧施設の屋根又は屋上における太陽光発電設備等の設備設計及び導入業務」を元請として履行した実績）を有すること。ただし、実績は公共施設に限るものとし、履行中の案件については、1 年間以上施設へ電力供給が行われている場合に限る。
- ※契約書及び仕様書等の写しを添付すること。
- (11) 単体企業又は、共同企業体（JV）であること。共同企業体を構成して参加する場合あつては、次のすべての要件を満たしていること。なお、共同企業体を構成する代表者及び構成員が、本プロポーザルの他の参加者（他の参加者が共同企業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。
- ア 構成員において決定された代表者が、共同企業体の協定書において明らかであること。なお、申請に関する権限は代表者に帰属するものとする。また、代表者については、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
- イ 共同企業体の協定書には、各構成員の代表者印を押印し、構成員の役割分担を記載すること。
- ※共同企業体として申請する場合は、共同企業体内の各構成員が(1)から(8)を満たす必要があり、(9) (10) については、共同企業体のいずれかの構成員が満たしていればよい。

4. 全体スケジュール

- (1) 公募の開始（公表） 令和 7 年 11 月 12 日

(2) 質問の受付期限	令和7年11月19日
(3) 質問の回答	令和7年11月25日
(4) 参加申込書の提出期限	令和7年12月4日
(5) 参加資格要件の審査結果通知	令和7年12月11日（予定）
(6) 企画提案書等の提出期限	令和7年12月25日
(7) 企画提案の審査	令和8年1月9日（予定）
(8) 審査結果の通知及び公表	令和8年1月下旬（予定）
(9) 協定の締結	令和8年2月中旬（予定）

5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書（様式第1号）
- (2) 提出期限 令和7年11月19日午後5時
- (3) 提出方法 電子メールにより提出するものとし、提出後、提出先に電話連絡を行うこと。
- (4) 提出先 龍ヶ崎市 都市整備部 生活環境課 環境政策グループ
E-mail kankyo@city.ryugasaki.lg.jp
TEL 0297-64-1111（内線422）
- (5) 回答日 令和7年11月25日
- (6) 回答方法 市公式ホームページにおいて公表する。
- (7) 留意事項
 - ① 提出方法以外の方法による質問については受付及び回答しない。
 - ② 同様の質問が多数あった場合には一括して回答する。
 - ③ 質問者の商号は公表しない。
 - ④ 本プロポーザルの公正な実施に支障が生じる恐れがあると市が認めた質問については回答しないことがある。
 - ⑤ 質問の回答は実施要領と同等の効力を持つものとする。

6. 参加申込書の受付

- (1) 提出書類・必要部数
 - ① 公募型プロポーザル方式参加申込書（様式第2号） 正本1部、副本7部
 - ② 添付書類 正本1部、副本7部
 - ア 会社概要書（様式第3号）
 - イ 事業履行実績書（様式第4号）
 - ウ 事業実施体制調書（様式第5号）
 - エ 配置予定技術者調書（様式第6号）

- オ 再委託調書（様式第7号）※協力会社等に再委託する場合、添付すること。
- カ 共同事業体協定書（任意様式）※共同事業体を結成して参加する場合、添付すること。

キ （ア） 履歴事項全部証明書

（イ） 印鑑証明書

（ウ） 使用印鑑届（様式第8号）、委任状（様式第9号）

（エ） 完納証明書・納税証明書 ※提出日から3ヶ月以内の発行日のもの

A 市内に事業所がある場合

・市税〔完納証明書〕（直近1年）

※龍ヶ崎市役所本庁舎1階税務課にて証明書を取得すること。

・国税〔法人税及び消費税の納税証明書（その3の3）〕

B 市外に事業所がある場合

・国税〔法人税及び消費税の納税証明書（その3の3）〕

ク 「3. 参加資格要件の(9)(10)」を証明する書類 ※正本のみに添付

(2) 提出期限 令和7年12月4日午後5時（必着）

(3) 提出方法 以下の方法にて提出すること。

① 持参

持参の場合は事務局へ事前に電話し、持参の日時について事務局から指示を受けること。

受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間を除く。）

② 郵送

提出期限までに必着とする。郵送の場合には配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること。

(4) 提出先 〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

龍ヶ崎市 都市整備部 生活環境課 環境政策グループ

(5) 留意事項

添付書類等にはインデックスを付し、A4サイズの紙製ファイルに綴じ込むこと。

7. 参加資格要件の審査及び結果の通知

(1) 参加申込書を提出した者（以下「参加申込者」という。）の参加資格要件を審査し、審査結果を参加申込者にメールで通知する。なお、審査結果の通知は、令和7年12月11日を予定している。

(2) 参加申込者のうち、参加資格要件を満たす者が6者以上となった場合には、「評価基準」に基づき、参加申込書の添付書類について、1次審査（評価）を行い、企画提案の審査を行う5者を決定し、通知する。なお、参加資格要件を満たす者が5者以下である場合には、「9. 企画提案の審査」において添付書類の評価を行うものとする。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類・必要部数

① 公募型プロポーザル方式企画提案書等提出届（様式第10号） 正本1部、副本7部

② 添付書類 正本1部、副本7部

ア 技術提案

イ 実施体制

ウ 見積書（様式第11号）及び積算が分かる資料

(2) 提出期限 令和7年12月25日午後5時（必着）

(3) 提出方法 以下の方法にて提出すること。

① 持参

持参の場合は事前に事務局へ電話し、持参の日時について事務局から指示を受けること。

受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間を除く。）

② 郵送

提出期限までに必着とする。郵送の場合には配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること。

(4) 提出先 〒301-8611 茨城県龍ケ崎市 3710 番地

龍ケ崎市 都市整備部 生活環境課 環境政策グループ

(5) 企画提案書等の記載方法

本事業への応募者は、評価基準及び事業説明資料を参考に、企画提案書を作成すること。

提案は、事業説明資料別紙1の候補施設（8施設）の内、1から7の7施設を対象とし、次の項目に沿って行うこと。

① 技術提案

技術提案には次のアからカまでを必須事項として含めること。

ア 実施方針

- ・提案の基本方針、概要等を記載すること。
- ・設備の平常時のシステム構成図を記載すること。

イ 太陽光発電設備及び蓄電設備容量

- ・各施設における想定設置量（太陽光発電設備定格出力（kW）、蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。なお、太陽光パネルは別途送付する現地調査結果資料（参加資格「有」と認めた者に対し提供する）に記載の各施設の候補地内に設置することを条件とする。
- ・蓄電池設備容量は、事業説明資料の「5. 条件等」を一読のうえ、施設ごとに最低限の使用水準を満たすように提案すること。

- ・ 1施設ごとに想定した設備仕様及び設置量を算出・記載すること。なお、事業説明資料別紙1の候補施設において、設置可能を前提とすること。
- ・ 最終的な設置可否については、協定締結後の調査結果を優先し、実施事業者との協議において決定する。事業実施の考え方については、事業説明資料を参照すること。

ウ 自家消費量及び温室効果ガス排出削減量

- ・ 1施設ごとに想定自家消費量を算出し、記載すること。なお、自家消費量を算出する際は、導入可否に関わらず、事業説明資料別紙1の候補施設（7施設）を対象とすること。
- ・ 想定する蓄電池の運転モード（充放電の運用方法）を示すこと。
- ・ 温室効果ガス排出削減量は、全施設における1年間の総量を算出すること。
- ・ 電力の二酸化炭素排出係数は、0.000408t-CO₂/kWhを使用すること。

エ 設備設置仕様

- ・ 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）を記載すること。
- ・ 想定する設置場所、設置方法における、JIS C8955（2017）に定められている荷重（風圧、積雪、地震）に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。
- ・ 太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み）を記載すること。
- ・ 太陽光発電設備が設置可能な場所は、原則として施設の屋上又は屋根とする。また、蓄電池設備が設置可能な場所は、管理運営に支障のない箇所とし、特に事業説明資料別紙1の浸水想定区域に該当する施設については適切な浸水対策を施すこと。
なお、浸水想定区域の詳細は市ホームページに掲載している「洪水ハザードマップ、茨城県管理河川の洪水浸水想定区域図」を参照すること。

オ 非常時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時の利用方法を提案すること。

- ・ 非常時のシステム構成図
- ・ 非常時の利用、操作方法（LED照明器具、非常用コンセント等の特定負荷への供給の有無、非常時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・ 自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力（取出口ごとの出力（kW）及び総出力（kW））※蓄電池への充電はここには含めないこととする。
- ・ 自立運転時の太陽光発電設備から蓄電池への充電能力（kW）
- ・ 自立運転時に蓄電池から使用可能な出力（取出口ごとの出力（kW）及び総出力（kW））
- ・ 非常時を想定した運用支援

カ 市の特性を活かした独自提案

提案者が有する知識や技能、経験等を活かした、脱炭素社会に向けた再生可能エネルギー

ギー等の利用促進、持続可能なまちづくりなど、脱炭素化の実現に資する提案を期待する。

② 実施体制

ア 実施体制図

・代表者名又は、代表事業者名及び構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示した体制図を作成すること。

イ 施工計画概要、実施体制、スケジュール

ウ 市内事業者の活用

・本事業の実施に当たっては市内事業者を活用する提案をした者を優先して選考することとするため、提案者が行う業務における市内事業者の活用方法について記載すること。

エ 環境配慮に関する計画（設備の設置、施工、維持管理等に関する施設周辺への配慮（反射光・輻射熱対策、騒音・振動対策、安全対策等））

オ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制、スケジュール

カ 申請者の経営状況（過去3か年）

・貸借対照表、営業利益率、流動比率、自己資本比率等を記載すること。
・共同事業体の場合は、共同事業体を構成する代表者及び構成員すべてについて記載すること。

キ 施工費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

ク 故障、緊急時の対応体制図

ケ 事業実施中のリスクに対する対策

・損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

③ 見積書（PPA事業単価）

提案内容について見積もったPPA事業単価及び積算内容を記載すること。PPA事業単価の考え方は事業説明資料を参照すること。

(6) 企画提案書類の作成上の留意事項

① 記述の内容

後述する評価基準と照らして、審査の着目点についての記載内容を明らかにして、提出書類を作成すること。作成にあたっては、高度な専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。

② 様式サイズ等

表紙以外は任意様式とするが、プレゼンテーション用資料はA4サイズファイルに綴じることとする。但し、参加申込時に提出したファイルに綴じ込める場合には、ファイルに

綴じ込める状態（2穴をあけるなどして、ダブルクリップ止め）での提出も可とする。

なお、図面等でA3サイズを使用する場合はA4サイズに折り込むこと。また、文字の大きさは12ポイント以上とする（図表等に使われる文字は除く）。

ア 審査基準の各審査項目についての記載内容を明らかにして、専門知識を有しない者でも理解できるような表現とすること。

イ 企画提案書にはインデックスを付し、プレゼンテーションの時間内に説明できる枚数にまとめること。

③ その他

ア 企画提案書等の提出を辞退する場合には、辞退届（様式第12号）を提出すること。

イ 提出期限までに企画提案書等が提出されない場合には、企画提案を辞退したものとみなす。

9. 企画提案の審査

(1) 公募型プロポーザル選定委員会

本プロポーザル方式における適正な審査を実施するため、「龍ヶ崎市公共施設への再生可能エネルギー設備等導入事業（PPA事業）に係る公募型プロポーザル選定委員会」を設置し、企画提案書等を提出した者（以下「提案者」という。）のプレゼンテーション・ヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）及び企画提案内容について審査及び評価を行う。

(2) プレゼンテーション等の実施

① 実施日時等

ア 実施日 令和8年1月9日（予定）

イ 実施場所 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地 龍ヶ崎市役所

※詳細は、提案者に別途通知する。

② 留意事項

ア 提案者は、企画提案内容について具体的に説明するものとし、正誤訂正を除き、企画提案書等に記載された事項以外の説明は認めない。また、追加資料の配付も禁止する。

イ 制限時間は40分以内とし、内訳は、準備（5分以内）、プレゼンテーション（20分以内）、ヒアリング（質疑応答）（15分以内）とする。なお、プレゼンテーション等の終了後は、速やかに後片付けを行うこと。

ウ 出席者は4名以内とし、原則として、業務責任者が説明者となること。

エ プレゼンテーション等に必要な備品（パソコン、ケーブル等）は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター（HDMIケーブル含む）及びスクリーンについては、市において用意する。

オ プレゼンテーション等の順番については、市が決定し通知する。

カ プレゼンテーションに遅延（15分未満）した場合は、プレゼンテーション等の時間（25分）から遅延した時間を差し引く。

キ プレゼンテーション等は、非公開とする。

(3) 審査の実施

プレゼンテーション等及び企画提案の内容について、「評価基準」に基づき、審査（個別評価）を行う。

(4) 優先交渉権者の選定方法

ア 「評価基準」に基づき、総得点第1位の者を優先交渉権者として選定する。また、総得点第2位の者を次点の優先交渉権者として選定する。

イ 総得点第1位の者が2人以上いる場合には、個別評価の点数が高い者を上位とする。ただし、個別評価の点数も同点の場合は、事業遂行能力の点数が高い者を上位とする。なお、事業遂行能力も同点の場合は、選定委員会において、優先交渉権者となる1者を選定する。

ウ 業務の質を担保するため、評価における最低基準点（総得点満点の6割以上、1,800満点の場合は1,080点）を設けるものとし、最低基準点未満の評価であった者は、総得点第1位であっても、優先交渉権者として選定しない。

エ 提案者が1者のみの場合でも審査等を実施し、最低基準点以上の評価となった場合には、優先交渉権者として選定する。

(5) 評価基準

別添のとおり

10. 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

提案者に対し、審査結果を通知する。なお、審査結果の通知は、令和8年1月下旬を予定している。

(2) 優先交渉権者の公表

審査結果の通知後、市公式ホームページにおいて、以下の事項を公表する。

ア 件名

イ 優先交渉権者の商号

11. 協議・協定書の締結

市は、優先交渉権者の企画提案を踏まえ、優先交渉権者と協定書等について協議を行った後、協定書を締結する。締結に向けた協議の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、優先交渉権者と協定書の締結が整わない場合には、次点の優先交渉権者と協定書を締結することができる。

12. 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った参加申込又は企画提案は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載を行った者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) 提案上限額を超える見積額を提示した者
- (4) やむを得ないと認められる場合を除き、プレゼンテーション等を欠席した者又はプレゼンテーション等の開始時間から15分以上遅れて参集した者。
- (5) 協定締結日までに参加資格要件を欠いた者

13. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る書類作成等の一切の経費は、参加者又は提案者の負担とする。
- (2) 市へ提出された書類は返却しない。
- (3) 原則として、書類提出後の差し替え、修正等は認めない。
- (4) 市は、提出された書類について、プロポーザル方式の実施のために使用又は複製することができる。
- (5) 提出された書類に含まれる著作物の著作権は、提出者に帰属する。
- (6) 書類の提出にあたり、必要な著作権等の手続きは、提出者が行う。
- (7) 参加者又は提案者は、複数の参加申込又は企画提案を行うことはできない。
- (8) 市は、提出された書類について、龍ヶ崎市情報公開条例（平成9年龍ヶ崎市条例第33号）の規定に基づき、同条例第9条に規定する公開しないことができる情報を除き、公開するものとする。
- (9) 本プロポーザルに使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (10) 参加者又は提案者は、審査結果に対し、異議申立てを行うことはできない。
- (11) プロポーザルの選考過程並びに協定締結後、申請資格を満たさないことが判明したとき、提案内容の虚偽・粉飾等が判明したとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど事業者としてふさわしくないと認められるときは、市はプロポーザルへの参加資格の取消、又は協定を解除し、事業の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

14. 参考資料

- ・事業説明資料
- ・事業説明資料別紙1：候補施設一覧

- ・事業説明資料別紙2：予想されるリスクと責任分担
- ・龍ヶ崎市第2次環境基本計画（龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む）
- ・龍ヶ崎市第5次地球温暖化防止実行計画（事務事業編）
- ・龍ヶ崎市地域防災計画（一般災害等対策計画編）
- ・龍ヶ崎市公共施設への太陽光発電設備等導入調査業務報告書 概要版

15. 担当部署（龍ヶ崎市公共施設への再生可能エネルギー設備等導入事業（PPA事業）に係る
プロポーザル選定委員会事務局）

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

龍ヶ崎市 都市整備部 生活環境課 環境政策グループ 担当：富塚

T E L 0297-64-1111（内線 422）

F A X 0297-60-1588

E-mail kankyo@city.ryugasaki.lg.jp